

3危管第266号
令和3年4月9日

一般社団法人福島県LPガス協会長 様
福島県一般高圧ガス協会長

福島県危機管理部長
(公 印 省 略)

郡山市で発生した爆発事故を踏まえたガス取扱い等の
安全管理の徹底の周知について（依頼）

このことについては、令和2年8月5日付け2危管第1767号で依頼しているところですが、令和2年12月22日（LPガス販売事業者）及び同月25日（保安機関）に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく立入検査を実施し、消費設備に係るガス配管の設置及び腐食防止措置について、国の通知である「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準（以下「例示基準」という。）」に合致しない部分（コンクリート面に直接接触れる白管の設置等）があることが確認されました。

今回の爆発事故の原因は判明しておりませんが、事故防止等の観点から、法令遵守はもちろんのこと、消費設備調査の実施内容の充実強化とともに例示基準の遵守及び消費者への指導等に努めるよう貴会会員であるガス販売事業者等に対して周知していただきますようお願いいたします。

（事務担当 消防保安課 主任主査 橋本 電話 024-521-7189）